



神み計港第 211 号
平成 31 年 1 月 31 日

神戸港港湾審議会
会長 加藤 恵正 様

神戸港港湾管理者 神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造



神戸港港湾計画（一部変更）について（諮問）

港湾法第 3 条の 3 第 3 項の規定に基づき、神戸港港湾計画の一部変更について、貴会の意見を求めます。

神戸港港湾計画書(案)

— 一部変更 —

平成 31 年 2 月

神戸港港湾管理者
神戸市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成 17 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 18 年 2 月 交通政策審議会第 17 回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成 18 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 19 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 19 年 3 月 交通政策審議会第 23 回港湾分科会
- ・ 平成 20 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 20 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 21 年 10 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 21 年 11 月 交通政策審議会第 36 回港湾分科会
- ・ 平成 22 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 22 年 7 月 交通政策審議会第 38 回港湾分科会
- ・ 平成 22 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 22 年 11 月 交通政策審議会第 39 回港湾分科会
- ・ 平成 23 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 23 年 10 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 23 年 12 月 交通政策審議会第 47 回港湾分科会
- ・ 平成 25 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 25 年 2 月 交通政策審議会第 51 回港湾分科会
- ・ 平成 25 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 25 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 26 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 26 年 7 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 27 年 6 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 1 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 7 月 交通政策審議会第 64 回港湾分科会
- ・ 平成 28 年 12 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 29 年 1 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 29 年 3 月 交通政策審議会第 66 回港湾分科会
- ・ 平成 29 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 29 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 30 年 3 月 神戸港港湾審議会

の議を経た神戸港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
2 フェリー埠頭計画.....	3
土地造成及び土地利用計画	4
1 土地造成計画	4
2 土地利用計画	5
その他重要事項	6
1 港湾の再開発.....	6
(1)利用形態の見直しの検討が必要な区域	6

変更理由

新港突堤西地区において、フェリーの大型化によるヤード確保及び大型クルーズ船寄港時における観光バスの駐車スペースの確保のため、公共埠頭計画及びフェリー埠頭計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 新港突堤西地区

新港突堤西地区において、フェリー埠頭計画の変更に対応し、公共埠頭計画を次のとおり変更する。

埠頭用地	9ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）	
		[既設の変更計画]
〔既設		〕
埠頭用地	11ha	

2 フェリー埠頭計画

2-1 新港突堤西地区

新港突堤西地区において、土地造成計画の変更に対応し、フェリー埠頭計画を次のとおり変更する。

水深 12 m	岸壁 1 バース	延長 200 m	[既設] S-40
水深 10 m	岸壁 1 バース	延長 250 m	
			[既設の変更計画] S-4P
水深 8 m	岸壁 1 バース	延長 250 m	(既設)
			[新規計画] S-3M
水深 6.5 m	岸壁 1 バース	延長 190 m	
		(うち、船首尾係船岸 30 m)	[既設] S-3L
埠頭用地	7 ha	(荷捌施設用地及び保管施設用地)	
		(うち、5 ha 既設)	[既設の変更計画]

既設

水深 12 m	岸壁 1 バース	延長 200 m	S-40
水深 10 m	岸壁 1 バース	延長 376 m	S-4P
水深 6.5 m	岸壁 1 バース	延長 190 m	S-3L
埠頭用地	3 ha	(荷捌施設用地及び保管施設用地)	

土地造成及び土地利用計画

1 土地造成計画

新港突堤西地区において、フェリーの大型化によるヤード確保及び大型クルーズ船寄港時における観光バスの駐車スペースの確保のため、土地造成計画を次のとおり計画する。

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭用地	合計
新港突堤西地区	(2)	(2)
	2	2

- 注1) () 内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地造成計画で内数である。
- 注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。
- 注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

2 土地利用計画

新港突堤西地区において、新たな土地造成計画に対応するため、土地利用計画を次のとおり計画する。

(単位：ha)

地区名 \ 用途	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
新港突堤西地区	(18) 18	(17) 17	(3) 3		3			(6) 8	(44) 49

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

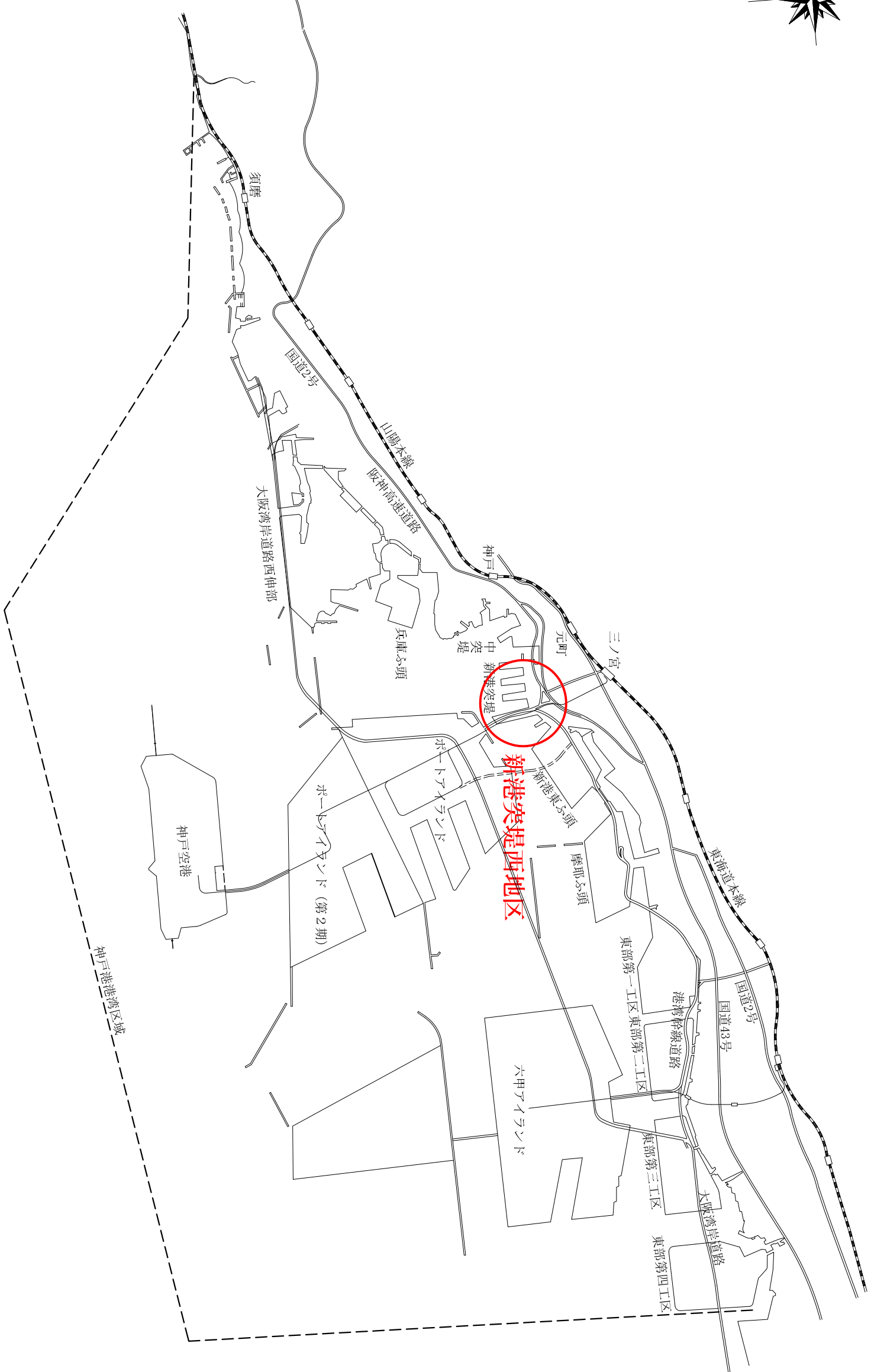
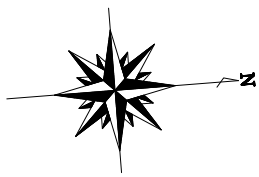
その他重要事項


1 港湾の再開発

(1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域

新港突堤西地区において、一部土地利用計画が決定したため、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を変更する。

計画変更箇所位置図 S=1/70,000

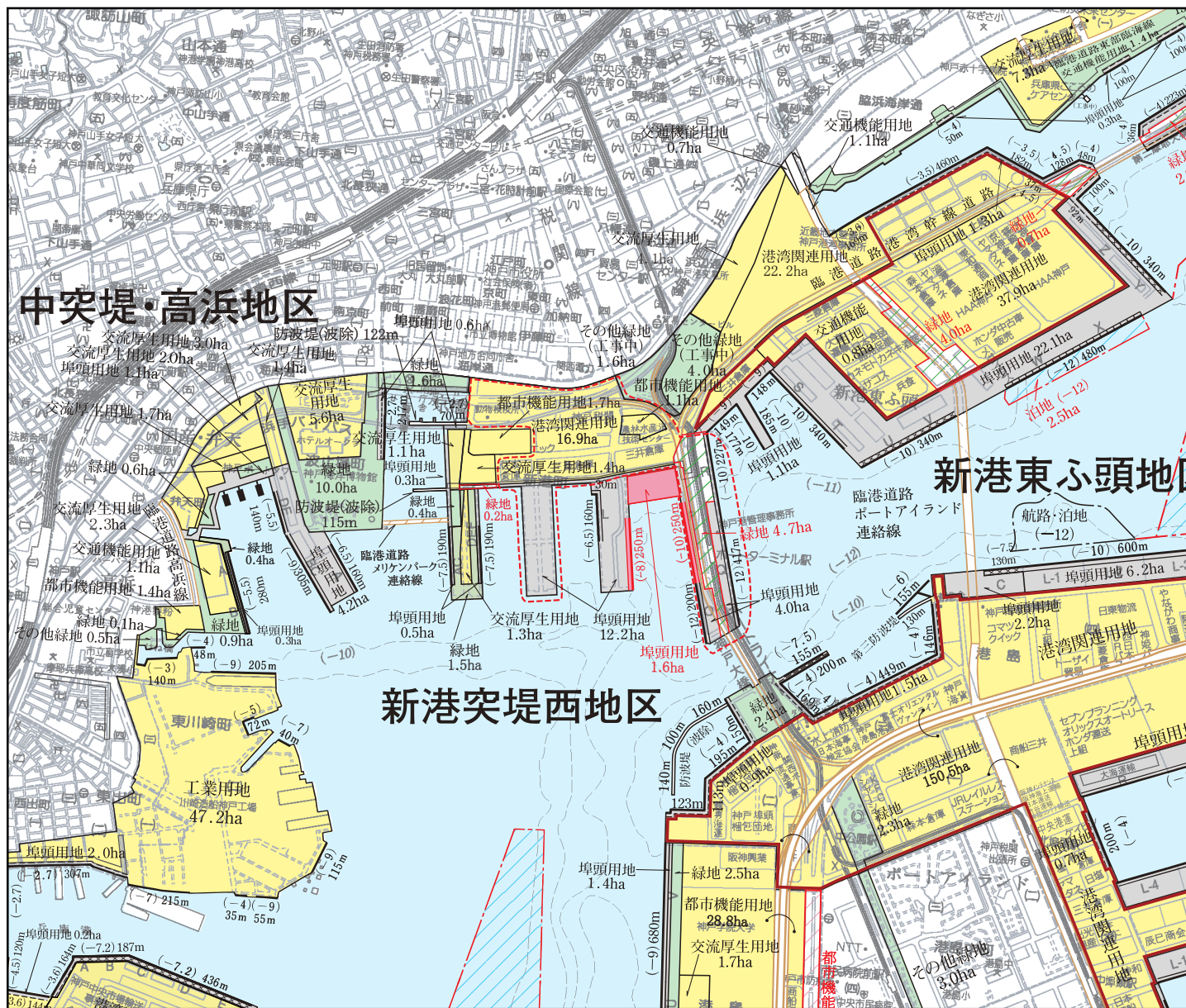


凡例
 計画変更箇所

神戸港港湾計画図

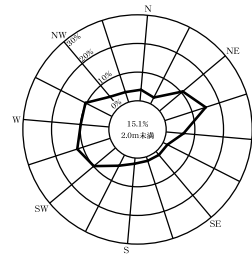
神戸港港湾計画図

新港突堤西地区



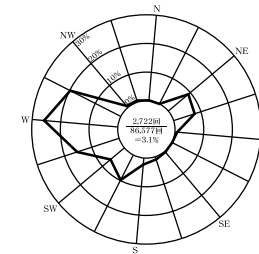
凡		例
	航路・泊地	(既設及び工事中)
	航路・泊地	(既定計画)
	外郭施設	(既設及び工事中)
	公共岸壁	(今回計画)
	耐震強化岸壁	(既設及び工事中)
	公共物補給岸壁	(既設及び工事中)
	公共物揚場	(既設及び工事中)
	小型さん橋	(既設及び工事中)
	埠頭用地	(既設及び工事中)
	埠頭用地	(今回計画)
	緑地	(既設及び工事中)
	緑地	(既定計画)
	緑地(その他緑地)	(既設及び工事中)
	交通機能用地(臨港道路)	(既定計画)
	交通機能用地(その他道路)	(既設)
	その他の用地	(既設及び工事中)
	利用形態の見直しの検討が必要な区域	

風向別出現頻度図



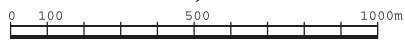
注) 総観測回数 86,577回
2.0m未満出現回数 13,116回
出現率 15.1%

強風(10m/s以上)出現頻度図



注) 総観測回数 86,577回
10m/s以上出現回数 2,722回
出現率 3.1%
(観測期間:1987年4月~1998年3月、
欠測期間:1995年4月~1996年3月)

1:20,000



神戸港港湾計画資料(案)

— 一部変更 —

平成 31 年 2 月

神戸港港湾管理者
神戸市

目 次

1. 変更理由	1
2. 港湾施設の規模及び配置に関する資料	2
2-1 公共埠頭計画	2
2-2 フェリー埠頭計画	4
3. 土地造成及び土地利用計画に関する資料	8
3-1 土地造成計画	8
3-2 土地利用計画	10
4. その他重要事項	11
4-1 港湾の再開発	11
(1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域	11
5. 環境の保全に関する資料	12
6. その他の資料	13
6-1 関係機関との調整	13
6-2 地方港湾審議会委員名簿	14

1. 変更理由

新港突堤西地区において、フェリーの大型化によるヤード確保及び大型クルーズ船寄港時における観光バスの駐車スペースの確保のため、公共埠頭計画及びフェリー埠頭計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。

2. 港湾施設の規模及び配置に関する資料

2-1 公共埠頭計画

(1) 公共埠頭計画の変更箇所

公共埠頭計画の変更箇所は図2-1-1に示すとおり、新港突堤西地区である。

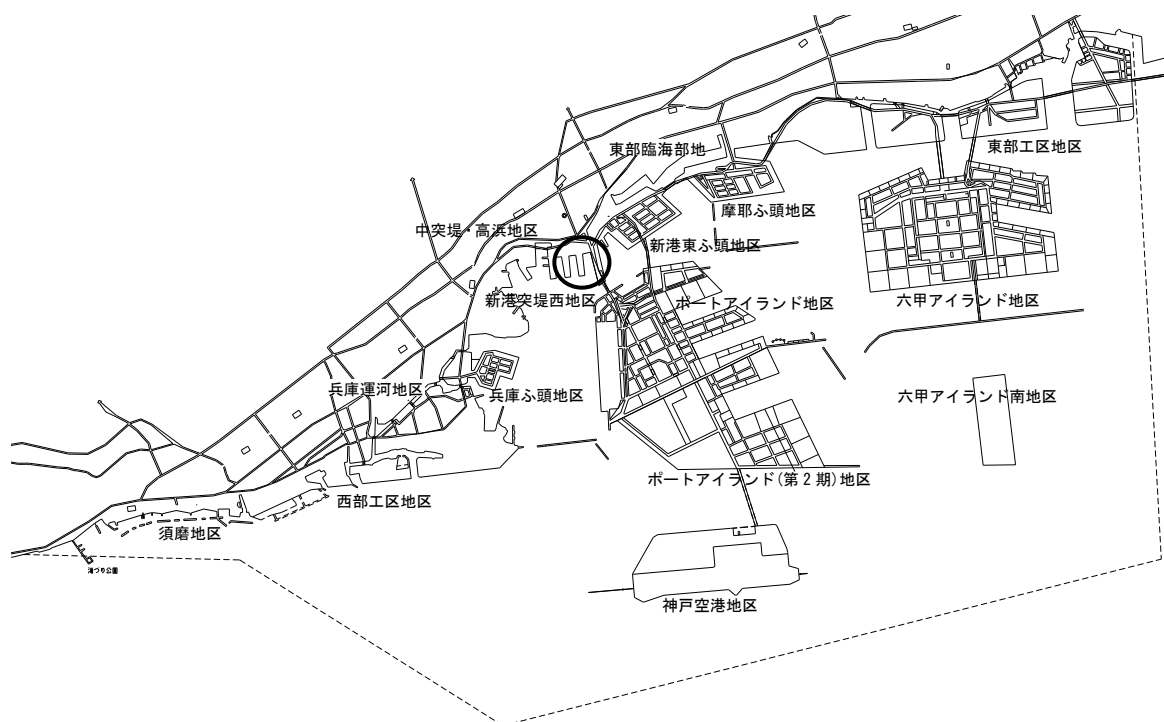


図2-1-1 公共埠頭変更箇所位置図

(2) 新港突堤西地区

新港突堤西地区において、フェリー埠頭計画の変更に対応し、公共埠頭計画を次のとおり変更する。

表 2-1-1 変更後の公共埠頭計画

地区	種類	内容	面積 (ha)
新港突堤西地区	埠頭用地 (荷さばき施設用地 及び保管施設用地)	既設の 変更計画	8.7

表 2-1-2 変更前の公共埠頭計画

地区	種類	面積 (ha)
新港突堤西地区	埠頭用地 (荷さばき施設用地 及び保管施設用地)	10.8

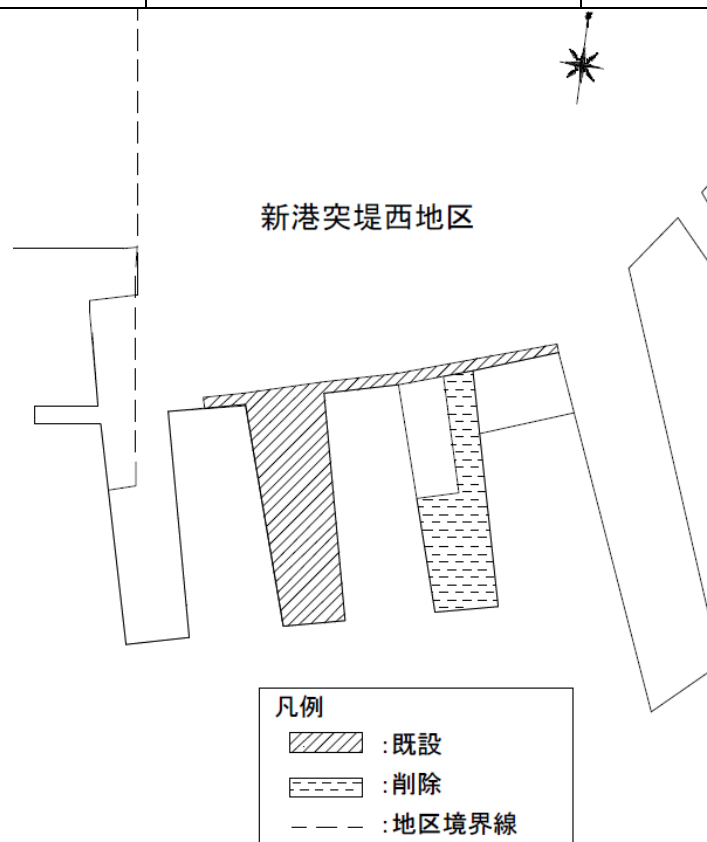


図 2-1-2 新港突堤西地区埠頭用地位置図 (公共埠頭計画)

2-2 フェリー埠頭計画

(1) フェリー埠頭計画の変更箇所

フェリー埠頭計画の変更箇所は図2-2-1に示すとおり、新港突堤西地区である。

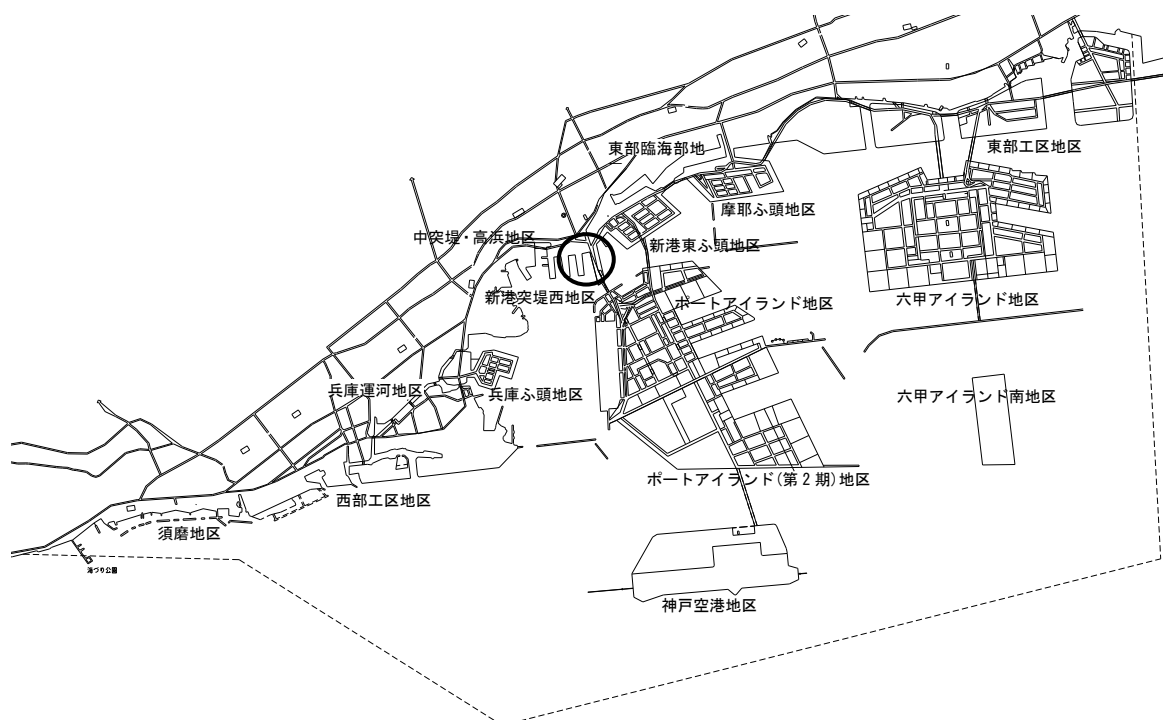


図2-2-1 フェリー埠頭変更箇所位置図

(2) 新港突堤西地区

新港突堤西地区において、土地造成計画の変更に対応し、フェリー埠頭計画を次のとおり変更する。

表 2-2-1 変更後のフェリー埠頭計画

施設名	水深 (m)	延長 (m)	バース 数	内容	埠頭用地 面積(ha)
S-40	12.0	200	1	既設	6.7
S-4P	10.0	250	1	既設の変更計画	
S-3M	8.0	250	1	新規計画	
S-3L	6.5	190	1	既設	

表 2-2-2 変更前のフェリー埠頭計画

施設名	水深 (m)	延長 (m)	バース 数	埠頭用地 面積(ha)
S-40	12.0	200	1	3.0
S-4P	10.0	376	1	
S-3L	6.5	190	1	

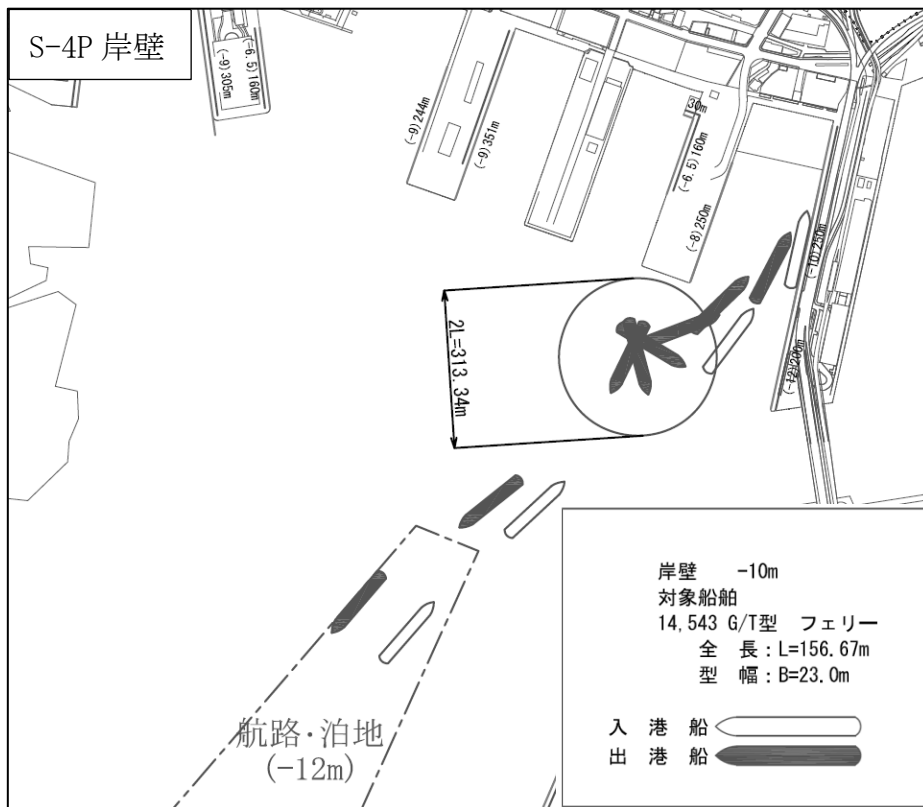


図 2 - 2 - 2 操船例図



図 2 - 2 - 3 新港突堤西地区埠頭用地位置図（フェリー埠頭計画）

3. 土地造成及び土地利用計画に関する資料

3-1. 土地造成計画

新港突堤西地区において、フェリーの大型化によるヤード確保及び大型クルーズ船寄港時における観光バスの駐車スペースの確保のため、土地造成計画を次のとおり計画する。

表 3 - 1 土地造成計画（新規計画）

（単位：ha）

用途 地区名	埠頭用地	合計
新港突堤西地区	(1.6)	(1.6)
	1.6	1.6

注1) () 内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

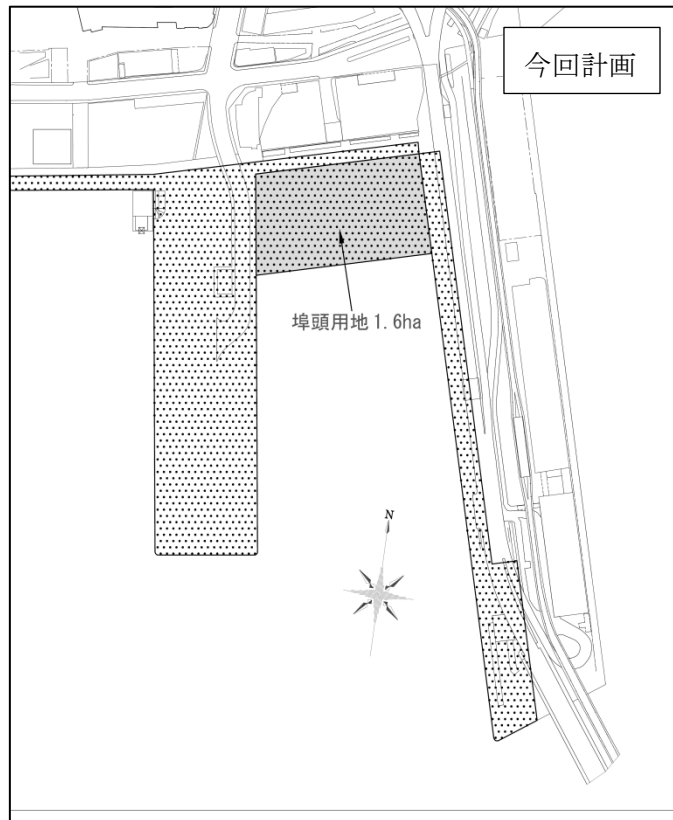
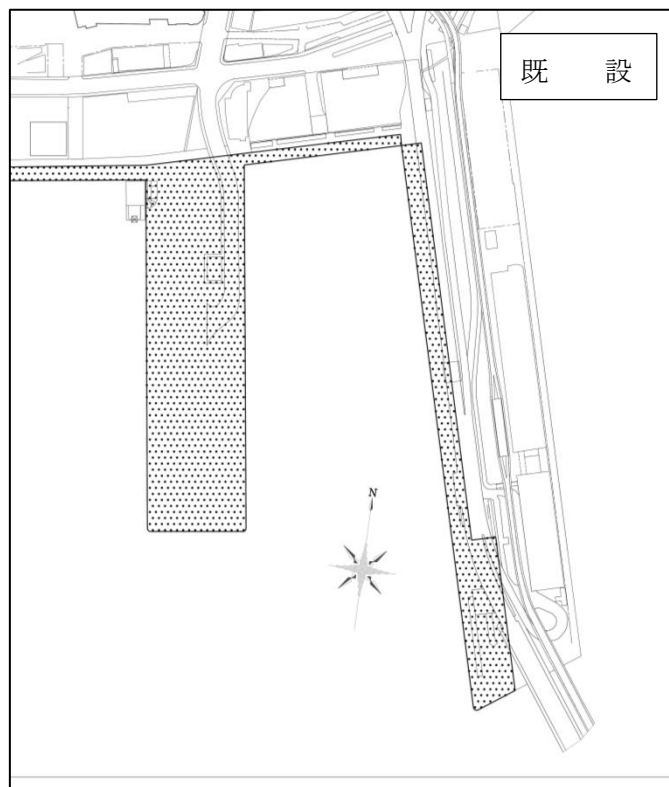


図 3 - 1 新旧対照図 (新港突堤西地区)

3-2. 土地利用計画

新港突堤西地区において、新たな土地造成計画に対応するため、土地利用計画を次のとおり計画する。

表 3-2-1 変更後の土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
新港突堤西地区	(18.3)	(16.9)	(2.7)					(6.4)	(44.3)
	18.3	16.9	2.7		2.8			8.0	48.7

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

表 3-2-2 変更前の土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
新港突堤西地区	(16.7)	(16.9)	(2.7)					(6.4)	(42.7)
	16.7	16.9	2.7		2.8			8.0	47.1

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

4. その他重要事項

4-1 港湾の再開発

(1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域

新港突堤西地区において、一部土地利用計画が決定したため、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を変更する。

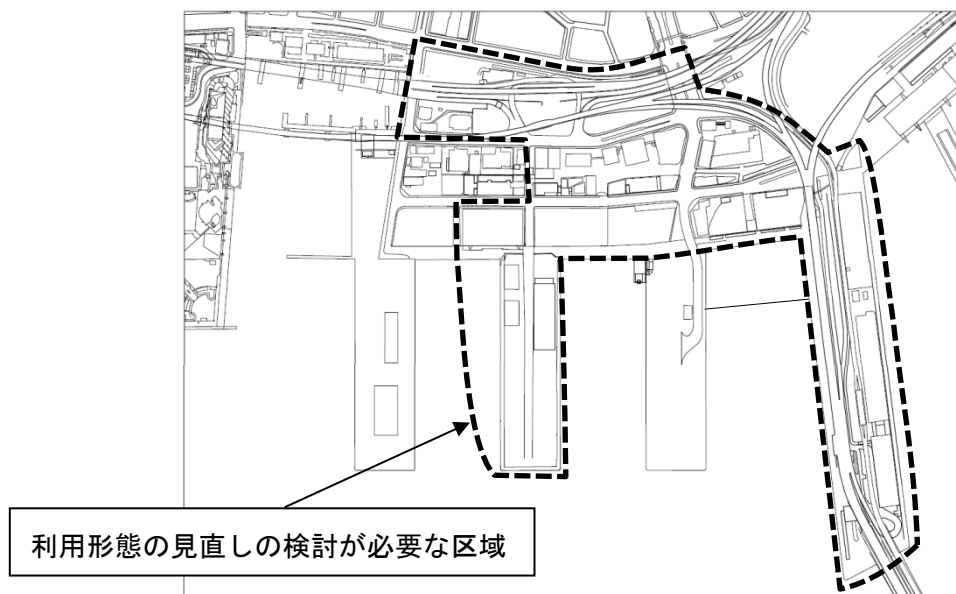


図 4-1-1 変更後の利用形態の見直しの検討が必要な区域

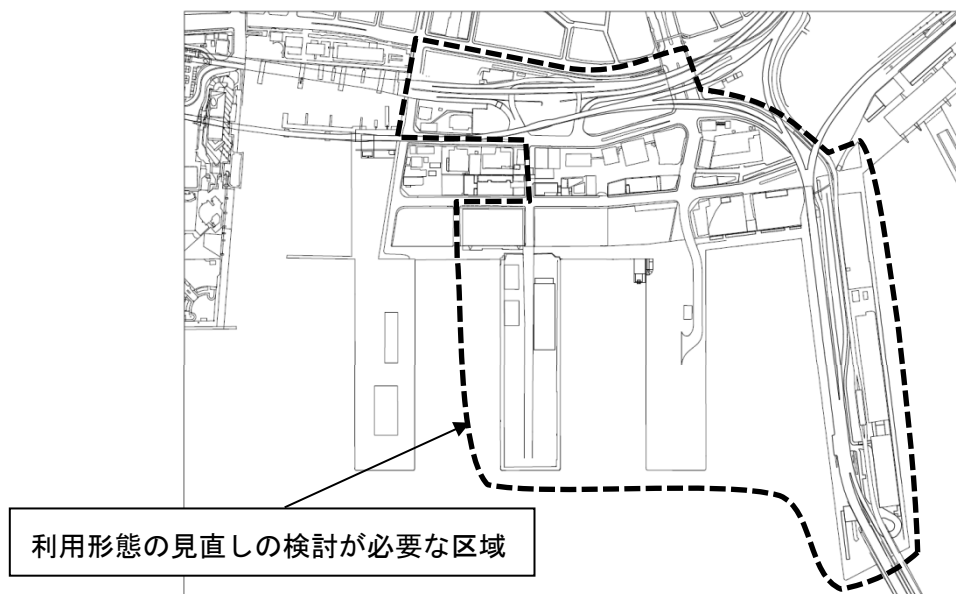


図 4-1-2 変更前の利用形態の見直しの検討が必要な区域

5. 環境の保全に関する資料

新港突堤西地区について、フェリーの大型化によるヤード確保及び大型クルーズ船寄港時における観光バスの駐車スペースの確保のため、土地造成を行うが、埋立面積も小さく、既設の埠頭に囲まれた水域であることから、埋立てによる周辺海域への影響は軽微なものであると考えられる。

埋立地の利用については、フェリーの荷役用のシャーシや、大型クルーズ寄港時における観光バス等の待機場として利用するもので、新たな環境負荷は少ないことから、環境に及ぼす影響は軽微なものであると考えられる。

なお、今後とも環境保全について十分配慮するとともに、計画実施にあたっては、工法、工期について検討し、十分な監視体制のもとに環境に与える影響を少なくするよう慎重に行うものとする。

6. その他の資料

6-1 関係機関との調整

別紙参照

6-2 地方港湾審議会委員名簿

神戸港港湾審議会 委員名簿

順不同

区分	氏名	役職名	備考
学識経験者 16名	加藤恵正	兵庫県立大学教授	
	竹林幹雄	神戸大学大学院海事科学研究科教授	
	古莊雅生	神戸大学大学院海事科学研究科教授	
	伊藤秀和	関西学院大学商学部教授	
	石黒一彦	神戸大学大学院海事科学研究科准教授	
	山縣宣彦	一般財団法人 みなと総合研究財団 副理事長兼専務理事	
	池田 薫	公益社団法人 日本港湾協会 専務理事	
	今西珠美	流通科学大学教授	
	東 恵子	東海大学海洋学部教授	
	毛海千佳子	近畿大学准教授	
	南部真知子	株式会社 神戸クルーザー 会長	
	石橋伸子	弁護士法人 神戸シティ法律事務所 弁護士	
	細川明子	税理士法人 細川総合パートナーズ 公認会計士・税理士	
	岩佐光一朗	神戸市自治会連絡協議会会長	
	玉田はる代	神戸市婦人団体協議会会長	
	木原浩一	連合神戸地域協議会議長代行	

区分	氏名	役職名	備考
市会議員 5名	坊 やすなが	神戸市会議員	
	堂下豊史	神戸市会議員	
	松本のり子	神戸市会議員	
	川内清尚	神戸市会議員	
	高橋としえ	神戸市会議員	
港湾関係者 10名	植村武雄	神戸商工会議所副会頭	
	長田庄太郎	一般社団法人 神戸貿易協会会長	
	酒井隆司	日本船主協会阪神地区船主会議長	
	木戸貴文	オーシャンネットワークエクスプレスジャパン株式会社代表取締役社長執行役員	
	久保昌三	兵庫県港運協会会長	
	須藤明彦	神戸海運貨物取扱業組合理事長	
	若松康裕	兵庫県倉庫協会会長	
	片岡 徹	大阪湾水先区水先人会会長	
	鴨頭明人	全日本海員組合関西地方支部長	
	吉岡幸治	神戸港湾労働組合協議会議長	
関係行政機関の職員 5名	荒木一聡	兵庫県副知事	
	黒川純一良	近畿地方整備局長	
	古場誠也	阪神港長	
	吉田正彦	神戸運輸監理部長	
	石川 紀	神戸税関長	

関係機関との調整

【機密性2情報】



五神航第164号
平成31年2月4日

神戸港港湾管理者 神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造 殿

阪神港長

古場 誠也



神戸港港湾計画（一部変更）について（回答）

平成31年1月30日付け、神み計港第212号により協議
のあった標記について、意見ありません。

内

環環自第 862 号

平成 31 年 1 月 29 日

みなと総局長 辻 英之 様

環境局長 清水 雅範



神戸港港湾計画（一部変更）について（回答）

平成 31 年 1 月 21 日付け神み計港第 212 号-2 にて協議のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答致します。

記

特に意見なし。